

三芳町次世代自動車普及促進対策補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、次世代自動車を導入する者に対し、予算の範囲内で町がその費用の一部を補助することにより、地球温暖化の防止及び大気汚染の改善を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三芳町補助金の交付に関する規則（昭和52年三芳町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において次世代自動車とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機として、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動する原動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動する電動機のみを原動機として、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えているものとする。

- (1) 町内に居住する者であること。
- (2) 車両の購入者であり、自動車検査証上の所有者及び使用者であること。ただし、所有権留保付きローン購入の場合は、自動車販売会社、ローン会社等であり、かつ、使用者が申請者であること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 過去において同一又は同種の次世代自動車に係る補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象自動車）

第4条 補助の対象となる次世代自動車は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 次条第2項の補助対象期間内に初度登録を行っていること。

(2) 町内に使用の本拠を置く車両であること。

(3) 自家用の自動車であること。

(補助金の額及び補助対象期間)

第5条 交付する補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 電気自動車 5万円

(2) プラグインハイブリッド自動車 5万円

(3) 燃料電池自動車 5万円

2 補助対象期間は、3月1日から翌年の2月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三芳町次世代自動車普及促進対策補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、3月15日までに提出しなければならない。ただし、町長が必要と認める場合は、その期日を変更することができる。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 購入に係る契約が確認できる契約書、注文書等の書類の写し

(3) 購入費用の支払を確認することができる書類の写し

(4) 補助対象自動車を保管場所において撮影した写真

(5) その他町長が必要と認める書類

(受付及び交付決定)

第7条 町長は、申請書の受付を先着順に行うものとする。

2 町長は、受け付けた申請書に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請書の受付を停止することができる。

3 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、三芳町次世代自動車普及促進対策補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

4 町長は、交付決定を行うときに条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、三芳町次世代自動車普及促進対策補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するも

のとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 補助対象者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（財産処分の制限）

第10条 補助対象者は、補助事業により取得した車両を自動車検査証の交付後4年を経過する前において、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象者は、前項に規定する使用等の承認を受けようとするときは、三芳町次世代自動車普及促進対策補助金に係る財産処分承認申請書（様式第4号）により、町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請を受けた場合、速やかにその内容を審査の上、財産処分の可否を決定し、三芳町次世代自動車普及促進対策補助金財産処分承認・不承認通知書（様式第5号）により補助対象者に通知する。

4 町長は、財産処分制限期間が経過するまでの間に財産の処分を承認しようとする場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年3月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。